



【お問い合わせは】

0120-83-5021
本社営業部 03-3572-8511
伊勢丹新宿店 03-3358-9181
<https://www.sakuragolf.co.jp>



安定した推移たどる11月相場
今年の秋相場は安定した
関東圏の平均相場は9月
こそ▲0.7%と年初来初のマイナスとなつたものの、以降は10月が+0.2%、11月が横這いと底堅い動きをみせています。

桜ゴルフでの旺盛な会員権需要を物語るようになります。コロナ禍での旺季など底値を拾いました。11月の売買注文は買取率が売りの1.2倍にのぼりました。

年会費更新の時期を迎えたが、相場が値下りしました。例年みられる秋安のあと年末以降に反転する買いが活発でした。拾う買いが活発でした。

安定した推移たどる11月相場
今年の秋相場は安定した
関東圏の平均相場は9月
こそ▲0.7%と年初来初のマイナスとなつたものの、以降は10月が+0.2%、11月が横這いと底堅い動きをみせています。

桜ゴルフでの旺季など底値を拾いました。11月の売買注文は買取率が売りの1.2倍にのぼりました。

年会費更新の時期を迎えたが、相場が値下りしました。例年みられる秋安のあと年末以降に反転する買いが活発でした。拾う買いが活発でした。

22年11月の価格帯別相場推移

価格帯	10月	11月					年初比
		1週	2週	3週	4週	月間	
1000万円以上	▲0.1	▲0.2	0.0	0.0	0.1	▲0.1	6.4
500万円以上	0.9	▲0.1	0.2	0.4	0.1	0.5	7.8
300万円以上	▲0.6	▲0.2	▲0.2	▲0.4	0.0	▲0.9	▲0.2
150万円以上	1.3	0.1	0.0	▲0.1	▲0.3	▲0.2	6.3
70万円以上	▲0.1	0.1	▲0.5	0.1	0.0	▲0.2	7.2
70万円未満	▲0.7	0.2	▲0.1	0.0	0.3	0.4	6.4
平均	0.2	▲0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	6.2

(名変諸費用含む価格帯、% 桜ゴルフ総研調べ)

～22年11月相場のポイント～

- 例年の秋安の中、平均相場は横這いで底堅い推移
- 買い注文は売りの1.2倍、旺盛な買い需要は健在
- 11～12月上旬は底値を拾う買いが活発
- 我孫子、磯子、箱根、飯能、鷹之台、茨城などに人気
- 今後、コースごとに人気の二極化が進行の兆し

～税制を活用した購入のポイント～

- お孫さんとゴルフを楽しみたいという相談が目立つ
- 小山GCの購入費用を孫にプレゼントした事例あり
- 一人年間110万円（基礎控除）まで実質非課税
- 贈与税は贈与を受けた側に支払いの義務が発生
- 注意点もあり税理士などの専門家に相談を

贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	特例税率	
	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

贈与税の計算法

- ①贈与価格 - 基礎控除(110万円) = 課税対象額
- ②課税対象額 × 贈与税率(左表) - 控除額(左表) = 納付税額

モデルケース 孫が小山GC・正会員に入会する計算

会員権価格110万円、名義書換料110万円、合計220万円の贈与を受ける場合
＊別途、年会費・売買手数料が掛かります

$$\text{①課税対象額 } 220 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 110 \text{ 万円}$$

$$\text{②贈与税額 } 110 \text{ 万円} \times 10\% = 11 \text{ 万円}$$

* 特例贈与：父母や祖父母から贈与を受けた方が、贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上の場合に適用



草分けとしての使命を一
佐川八重子

る相場のサイクルを見据えた
買いが目立つのも特徴です。
中でも、我孫子、磯子、箱根、飯能、鷹之台、茨城などに人気が集まり、品薄状態になっています。

今後は売りが減少し春を先取りする買いが膨らむた

め、買い先行の状態がさらに進み、コースごとの人気や相

場形成の二極化を伴いながらも名門コースが再上昇に向かうものと予想されます。

子供に会員権を買うケ

スはよくありますが、ここにきて孫とゴルフをしたいとい

う相談が増えてきました。

先日、小山GCの会員から

『成人を迎えた孫に会員権を

プレゼントして一緒にゴルフ

を楽しみたい』という微笑ま

しい注文があり、会員権購入

費用をお孫さんに贈与の上、

入会されました。

総額は会員権価格110万円と名義書換料110万円で合計220万円になります。

そのうち非課税となる基礎控除は一人年間110万円

ですので、基礎控除を引いた

人を誘えないなど様々です。

一方、コロナ禍の巣ごもりの

中、家族愛が深まっているの

か、税制を活用した親族の新

たな入会が目立っています。

子供に会員権を買うケ

スはよくありますが、ここに

きて孫とゴルフをしたいとい

う相談が増えてきました。

先日、小山GCの会員から

『成人を迎えた孫に会員権を

プレゼントして一緒にゴルフ

を楽しみたい』という微笑ま

しい注文があり、会員権購入

費用をお孫さんに贈与の上、

入会されました。

総額は会員権価格110万円と名義書換料110万円で合計220万円になります。

そのうち非課税となる基礎控除は一人年間110万円

ですので、基礎控除を引いた

110万円が課税対象額となります。計算法は左表の通りです。

速算表から税率は10%、贈与税額は11万円となり、お孫さん

に支払いの義務が生じます。

220万円の入会費用が掛か

るところ、お孫さんの負担は11万

円で済んだことになり、更にお孫

さんとの夢のゴルフが実現できて、

こんなに嬉しい事はないでしょう。

尚、税制の見直しは毎年行わ

れており、税理士など専門家へ

の相談が必要といえましょう。